

**Q 成年後見制度について、遺言書との優先関係について**

亡父からの遺言で母の世話を頼まれた息子が、生存中の母の経済的虐待を行っている。娘より、成年後見制度を活用して後見人になりたいと希望した場合、財産管理は誰が行う事になりますか。成年後見制度と遺言書（公証役場に届け出あり）の優先関係について確認したい。

**アドバイザーからのメッセージ（社会福祉士）**

内容的に、法律の専門家にご相談して頂いた方がよろしいかと存じます。相談窓口として以下をご案内させていただきます。

①成年後見センター・リーガルサポート

<https://www.legal-support.or.jp/index> 鹿児島支部 099-251-5822

②弁護士法人 大隅広域ディフェンダー藤尾法律事務所

<http://osumi-kouiki.com>

・藤尾先生は曾於市内でも無料相談されています。

・曾於市内の無料相談連絡先：0986-51-9830（藤尾法律事務所末吉支所）※できるだけ事前予約をした方が良いでしょう。

③ひまわりの会（鹿児島県弁護士会所属の弁護士有志が結成）無料相談窓口

事前予約が必要 予約先 099-227-0041

相談時間は30分程度

④鹿児島県弁護士会 高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談

[https://www.kben.jp/senior\\_handicapped/](https://www.kben.jp/senior_handicapped/)

電話：099-226-3765

受付日時 平日 10：00～12：00、13：00～16：00